

令和5年度 香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業

1. 補助事業者（補助金を申請できる対象者）

香川県内に拠点・事務所を有し、県内で活動を行っている**法人又は市民活動団体**（「団体」）です。団体とは、県内に在住する者5人以上で組織された団体です。

2. 目的

若者の地元定着や県外からの移住促進のため、住民主体の地域づくりを通じて、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

3. 対象となる事業（新たに取り組む事業で以下の要件を全て満たす事業が対象）

- ・若者の地元定着や県外からの移住促進に資する事業
- ・地域コミュニティの活性化に資する事業
- ・地域住民が自主的、主体的に参加する事業
- ・地域資源等を活用する事業
- ・継続性・発展性が見込まれる事業

苗づくり支援段階

補助率	10/10以内
補助基準額	10万円
補助限度額	10万円

法人登記又は団体設立後3年以内であること。
(令和2年4月1日以降に設立された法人又は団体が対象)

成長支援段階

補助率	2/3以内
補助基準額	75万円
補助限度額	50万円（★離島振興対策実施地域等に該当する場合 56万円）

法人登記・団体の設立年数要件なし

開花支援段階

補助率	1/2以内
補助基準額	200万円
補助限度額	100万円（★離島振興対策実施地域等に該当する場合 130万円）

法人登記・団体の設立年数要件なし

新たな担い手参画型

- **移住者や関係人口または地域の若い世代**など、新たな地域づくりの担い手による活動を活性化させるため、新たな支援スキームを設ける。
- 移住者が地域づくりに積極的に参画することで地域との関係構築による移住定着を図り、また、多様な人材が地域に関わるきっかけづくりとすることで「新たな目線による地域づくり」や「新たな担い手の発掘」などを目的とする。

補助率	4/5以内
補助基準額	50万円
補助限度額	40万円

法人登記・団体の設立年数要件なし

追加要件

上記3.の要件に加え、下記要件を満たす事業であること。

- ① 地域との関係構築による移住者定着促進を図るもの又は移住者、関係人口、地域の若い世代等の新たな地域づくりの担い手による地域づくりを行う事業であること。
- ② 「共同事業実施者」として、下記のいずれか2者以上を事業実施体制に組み入れ、有機的な連携を図りながら実施する事業であること。
 - ・ 香川県へ移住してきた者（移住から概ね10年以内のものに限る）
 - ・ 関係人口（事業実施地域に定住していない者のうち、当該地域と継続的に関係性を持つもの）
 - ・ 香川県に在住する40歳未満の者

※本事業は、定期的に香川県と意見交換・進捗報告を行いながら協働で進めていくものとします。

- ★法人又は団体の拠点・事務所が離島振興対策実施地域（離島振興法に基づくもの）、辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づくもの）、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づくもの）、振興山村（山村振興法に基づくもの）にある場合、別途定める補助率が適用されます。
- ・不動産/車輛 購入費、食糧費、補助事業者構成員に対する謝金、法人等への換金性の高い支給品は、補助対象となりません。
- ・本事業の詳細については、「香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業募集要領」、「香川県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。